

吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業に係る事業契約を締結したので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第3項の規定に基づき、その内容を公表します。

令和6年1月23日

吹田市長 後藤 圭二

1 対象となる公共施設等

吹田市立小学校36校、中学校18校

2 選定事業者の商号又は名称

大阪府吹田市江坂町1丁目17番26号
吹田屋内運動場空調株式会社

3 公共施設等の整備等の内容

事業者は、以下に掲げる業務及びこれらに付随又は関連する一切の業務を行う。

3.1. 設計業務

- ア 空調設備の設計業務
- イ 非常用発電設備の設計業務
- ウ その他、付随する業務

3.2. 施工業務

- ア 空調設備の施工業務
- イ 非常用発電設備の施工業務
- ウ その他、付随する業務

3.3. 工事監理業務

- ア 空調設備の工事監理業務
- イ 非常用発電設備の工事監理業務
- ウ その他、付随する業務

3.4. 維持管理業務

- ア 空調設備の維持管理業務
- イ 非常用発電設備の維持管理業務
- ウ その他、付随する業務

3.5. 空調設備及び非常用発電設備の移設等業務

本事業において整備した空調設備及び非常用発電設備の移設、廃棄等（以下、「移設等」という。）が、維持管理期間中に必要となった場合、市は本事業の事業会社、設計企業、施工企業又は維持管理企業を空調設備及び非常用発電設備の移設等業務の優先交渉権者とすることを予定している。

4 契約期間

令和5年12月22日（吹田市議会において本契約締結に係る議案について承認がなされた日）から令和23年3月31日まで

5 契約金額

金 4,699,396,955円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 427,217,905円）

ただし、この契約書の定めるところに従って金額の改定又は減額がなされた場合には、当該改定又は減額がなされた金額とする。

6 契約の終了等に関する事項

[吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業 事業契約書（抄）]

（市による契約解除）

第82条 市は、事業会社が次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何らの催告なく、本件契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 支払の停止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特定調停若しくは特別清算開始の申立てがあったとき又は任意整理等の手続が着手されたとき若しくはそのおそれが合理的に認められるとき。
- (2) 事業会社が振出し又は引き受けた手形又は小切手に不渡りがあったとき。
- (3) 事業会社が仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受けたとき又は公租公課を滞納し督促を受けて1か月以上滞納金の支払いがなされないとき若しくは滞納処分を受けたとき。
- (4) 事業会社の責めに帰すべき事由により、連続して30日間（事業会社が書面をもって説明し、市が認めた場合にあっては、相当の期間）以上本事業を行わなかったとき。
- (5) 事業会社の責めに帰すべき事由により、本件契約の履行が不能となったとき。
- (6) 信用状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると市が認めるべき相当の理由があるとき。
- (7) 第98条第2項の規定に違反して設計・施工等のサービス対価又は維持管理のサービス対価を譲渡したとき。
- (8) 事業会社が本件契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (9) 事業会社の責めに帰すべき事由により債務の一部の履行が不能である場合又は事業会社がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (10) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、事業会社

が履行をしないでその時期を経過したとき。

- (11) 前各号に掲げる場合のほか、事業会社はその債務の履行をせず、市が第2項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (12) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に設計・施工等のサービス対価又は維持管理のサービス対価を譲渡したとき。
- (13) 第84条の規定によらないで本件契約の解除を申し出たとき。

2 市は、事業会社に次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、事業会社に対し、相当の期間を定めて催告したうえで、本件契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 事業会社が、設計又は施工に着手すべき期日を過ぎても設計又は施工に着手せず、相当の期間を定めて市が理由の説明を求めても当該遅延について事業会社から市が満足すべき合理的な説明がないとき。
- (2) 事業会社の責めに帰すべき事由により、工期内に空調設備又は非常用発電設備が完成せず、かつ、工期経過後60日以内に工事を完成する見込みが明らかでないとき。
- (3) 事業会社が、正当な理由なく、第50条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 事業会社が、第73条第5項及び第80条第1項の規定により是正の指示を受けたにもかかわらず、是正の指示があった日から3か月以上経過してもなお是正の指示の対象となった事項が是正されないとき。
- (5) 事業会社が、第59条第1項に規定する半期業務報告書（夏季・冬季）又は、第60条第1項に規定する年度収支報告書の重要な事項について虚偽記載を行い、かつ第81条に定める対価の返還を行わなかったとき。
- (6) その他事業会社が本件契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

3 全ての空調設備及び非常用発電設備が市に引き渡された後に前2項の規定に基づき本件契約が全部解除された場合の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 解除時に、全ての空調設備及び非常用発電設備が、業務水準どおりの性能を維持している場合
 - ア 市は事業会社に対し、設計・施工等のサービス対価の未払い額がある場合は第75条に規定する支払方法に従って支払うものとする。
 - イ 市は、未履行部分の維持管理のサービス対価の事業会社に対する支払いを免れる。
 - ウ 事業会社は、市に対し、解除に伴う違約金として、1事業年度の維持管理の

サービス対価（消費税等の税率は解除時の税率とする。）に100分の10を乗じた額を支払うものとする。

(2) 解除時に、一部の空調設備及び非常用発電設備が、業務水準どおりの性能を維持していない場合

ア 市は、事業会社が、業務水準どおりの性能が維持されていない空調設備及び非常用発電設備を業務水準どおりの性能に補修（交換を含む。以下本条において同じ。）するまで、対価の未払い額の事業会社に対する支払いを留保する。ただし、市が、当該空調設備及び非常用発電設備の業務水準どおりの性能への補修に代えて、業務水準を満たす状態にするのに要する相当額の支払いを認めた場合で、事業会社がこの支払いを選択したときは、この限りではなく、市は、事業会社に対し、対価の未払い額から業務水準を満たす状態にするのに要する相当額を控除した金員を第75条に規定する支払方法に従って支払うものとする。

イ 市は、未履行部分の維持管理のサービス対価の事業会社に対する支払いを免れる。

ウ 事業会社は、市に対し、解除に伴う違約金として、解除時の事業年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は解除時の税率とする。）の合計額に100分の10を乗じた額を支払うものとする。

4 全ての空調設備及び非常用発電設備が市に引き渡された後に第1項及び第2項の規定に基づき本件契約が一部解除された場合の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 解除時に、一部解除の対象となった空調設備及び非常用発電設備が、全て業務水準どおりの性能を維持している場合

ア 市は、一部解除の対象となった空調設備及び非常用発電設備の設計・施工等のサービス対価の未払い額がある場合についても、解除の対象とならない設計・施工等のサービス対価と同様に、事業会社に対し、第75条に規定する当初の支払方法に従って支払うものとする。

イ 市は、一部解除の対象となった空調設備及び非常用発電設備に関する未履行部分の維持管理のサービス対価の事業会社に対する支払いを免れる。

ウ 事業会社は、市に対し、解除に伴う違約金として、解除対象の空調設備及び非常用発電設備の解除時の事業年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は解除時の税率とする。）の合計額に100分の10を乗じた額を支払うものとする。

(2) 解除時に、一部解除の対象となった空調設備及び非常用発電設備の一部が、業務水準どおりの性能を維持していない場合

ア 前項第2号アを準用する。

イ 市は、一部解除の対象となった空調設備及び非常用発電設備に関する未履行

部分の維持管理のサービス対価の事業会社に対する支払いを免れる。

ウ 事業会社は、市に対し、解除に伴う違約金として、解除対象の空調設備及び非常用発電設備の1事業年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は解除時の税率とする。）に100分の10を乗じた額を支払うものとする。

- 5 全ての空調設備及び非常用発電設備が市に引き渡される前に第1項及び第2項の規定に基づき本件契約が全部若しくは一部解除された場合には、事業会社は、市に対し、速やかに解除に係る事業実施場所を全て工事着工前の原状に復したうえ、市に返還するとともに、市の請求に基づき、本件契約解除の違約金として、設計・施工等のサービス対価（消費税等の税率は本件契約成立時の税率とする。）に100分の10を乗じた額を支払うものとする。ただし、本件契約の解除が、一部解除である場合、その解除の範囲、原因及び市の実損害等の実情を勘案したうえで、市の判断において、違約金の額を減額することがある。
- 6 全ての空調設備及び非常用発電設備が市に引き渡される前に第1項及び第2項の規定に基づき本件契約が全部若しくは一部解除された場合に、市が事業会社に対し事業実施場所の本件契約解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、事業会社は、解除に係る事業実施場所を解除時における現状のまま、市に返還する。この場合において、施工済み部分に利用価値がある場合で、かつ市がこれを利用する場合には、施工済み部分の評価額相当額を契約解除前の支払スケジュールどおりに支払うものとする。また、この場合においても、事業会社は市に対し、前項に規定する違約金を支払うものとするが、（ただし、本件契約が一部解除の場合、違約金の額につき、市の判断において、減額する場合があることは前項ただし書きのとおり）市は、事業会社の有する施工済み部分の評価額相当額についての支払請求権を受働債権とし、市が事業会社に対して有する本項所定の違約金又は第10項所定の損害賠償請求権を自働債権として対当額で相殺することができる。
- 7 前各項に定める場合のほか、事業会社が本件契約の履行を拒否し、又は事業会社の責めに帰すべき事由により本件契約の履行が不能となった場合、事業会社は、市に対し、違約金として、次の各号に定める額を支払うものとする。
 - (1) 全ての空調設備及び非常用発電設備が市に引き渡された後に、事業会社が本件契約の履行を拒否し、又は事業会社の責めに帰すべき事由により本件契約の履行が不能となった場合は、解除時の事業年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は解除時の税率とする。）の合計額に100分の10を乗じた金額。
 - (2) 全ての空調設備及び非常用発電設備が市に引き渡される前に、事業会社が本件契約の履行を拒否し、又は事業会社の責めに帰すべき事由により本件契約の履行が不能となった場合は、設計・施工等のサービス対価（消費税等の税率は解除時の税率とする。）に100分の10を乗じた金額。ただし、事業会社による本件契約の履行の拒否又は履行の不能が、本件契約の一部である場合、その拒否又は履行の不能の範囲、原因及び市の実損害等の実情を勘案したうえで、市の判断において、違約金

の額を減額することがある。

- 8 次の各号に掲げる者が本件契約を解除した場合は、前項の事業会社が本件契約の履行を拒否し、又は事業会社の責めに帰すべき事由により本件契約の履行が不能となった場合に該当する場合とみなす。
- (1) 事業会社について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 事業会社について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 事業会社について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 9 市は、本条に基づき事業会社が市に対して支払うべき違約金の全部又は一部に、事業会社が市に差し入れている第10条の契約保証金又は担保を充当することができるものとする。
- 10 事業会社は、本条に基づく解除により市が被った損害額及び第7項の場合に市が被った損害額が、本条に定める各違約金の合計額を上回る場合は、その差額を市の請求に基づき支払わなければならない。

（独占禁止法違反等を理由とする市による契約解除）

第83条 市は、本事業に関し、いずれかの構成企業、協力企業又は事業会社が次の各号のいずれかに該当するときは、本件契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは同条第2項（同法第8条の2第2項及び同法第20条第2項において準用する場合を含む。）、同法第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
- (3) 独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（構成企業、協力企業又は事業会社の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する

と認められたとき。

(6) 第16条、第21条第1項、第29条第1項、第37条第1項、第61条第1項又は第71条第1項の規定に違反したとき。

2 市は、いずれかの構成企業、協力企業又は事業会社が次の各号のいずれかに該当するときは、本件契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 役員等（構成企業、協力企業又は事業会社の役員又はその支店若しくは営業所（常時委託業務に係る契約を締結する権限を有する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は同条第2号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」という。）に協力し、若しくは関与している者（以下この条においてこれらを「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

(2) 役員等が、暴力団等（暴力団及び暴力団員等が経営を実質的に支配し、又はこれに関与していると認められる法人、組合その他の団体をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等に資金その他の財産上の利益を提供し、又はこれらのものに便宜を供与することにより、積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、暴力団等、暴力団員等、又はこれらのものが経営若しくは運営に実質的に関与し、若しくはこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人、組合その他の団体であることを知りながら、これらのものの威力を利用していると認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団等又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 構成企業、協力企業又は事業会社の生計の維持又は経営に暴力団等又は暴力団員等の実質的な関与があると認められるとき。

(6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者との契約を締結したと認められるとき。

(7) 構成企業、協力企業又は事業会社が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、市が事業会社に対して当該契約の解除を求め、事業会社がこれに従わなかったとき。

3 市が本条により本件契約を解除した場合の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 全ての空調設備及び非常用発電設備が市に引き渡された後に本件契約が全部解除された場合は、第82条第3項第1号ア及びイ並びに第2号アからイまでの規定を準用する。

(2) 全ての空調設備及び非常用発電設備が市に引き渡された後に本件契約が一部解

除された場合は、第82条第4項第1号ア及びイ並びに第2号アからイまでの規定を準用する。

(3) 全ての空調設備及び非常用発電設備が市に引き渡される前に本件契約の全部又は一部解除された場合は、第82条第5項第1文前段及び同条第6項の規定を準用する。

4 本事業に関し、いずれかの構成企業、協力企業又は事業会社が次の各号のいずれかに該当する場合、市が本件契約を解除するか否かにかかわらず、また、本件契約が終了した後であっても、事業会社は、違約金として、第1号から第4号までに該当する場合は、その発覚が空調設備及び非常用発電設備の引渡し完了前の場合、設計・施工等のサービス対価（消費税等の税率は基本協定成立時の税率とする。）の100分の20に相当する金額を、その発覚が全ての空調設備及び非常用発電設備の引渡し完了後の場合は、発覚した事業年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は発覚時の税率とする。）の合計額の100分の20に相当する額を、第5号に該当する場合は、その発覚が空調設備及び非常用発電設備の引渡し完了前の場合、設計・施工等のサービス対価（消費税等の税率は基本協定成立時の税率とする。）の100分の10に相当する金額を、その発覚が全ての空調設備及び非常用発電設備の引渡し完了後の場合は、発覚した事業年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は発覚時の税率とする。）の合計額の100分の10に相当する額を、市が指定する期限までに支払わなければならない。なお、基本協定第10条第4項に基づき、同一事由について構成企業又は協力企業が市に対し、違約金の支払いを行った場合は、事業会社は本項の支払い義務を免れるものとする。

(1) 違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。

(2) 違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(3) 第1項第4号に規定する刑が確定したとき。

(4) 第1項第5号に該当したとき。

(5) 第1項第6号に該当したとき。

5 いずれかの構成企業、協力企業又は事業会社が第2項各号のいずれかに該当する場合、市が本件契約を解除するか否かにかかわらず、事業会社は、違約金として、その発覚が空調設備及び非常用発電設備の引渡し完了前の場合、設計・施工等のサービス対価（消費税等の税率は基本協定成立時の税率とする。）の100分の10に相当する金額を、その発覚が全ての空調設備及び非常用発電設備の引渡し完了後の場合は、発覚した事業年度の維持管理のサービス対価（消費税等の税率は発覚時の税率とする。）の合計額の100分の10に相当する額を、市が指定する期限までに支払わなければならない。なお、基本協定第10条第2項に基づき、同一事由について構成企業又は

協力企業が市に対し、違約金の支払いを行った場合は、事業会社は本項の支払い義務を免れるものとする。

- 6 市は、前2項に規定する場合において、事業会社が契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供としているときは、当該契約保証金又は担保をもって、同項の違約金に充当することができる。
- 7 事業会社が第4項及び第5項の違約金を市の指定する期間内に支払わないときは、事業会社は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、未払い額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した額（1年を365日として日割り計算）を遅延損害金として付加して市に支払わなければならない。
- 8 第4項及び第5項の違約金は、損害賠償の額の予定又はその一部と解釈しないものとする。
- 9 事業会社は、第1項各号又は第2項各号の規定により、市が本件契約を解除したことに起因して損害を受けることがあっても、その損害の賠償を市に請求することができない。

（事業会社による契約解除）

第84条 市が、市の責めに帰すべき事由により、事業会社に対する支払いを遅延し、かつ、市が事業会社から書面による催告を受けた日以後、60日を経過しても、なお市が当該支払いを行わないときは、事業会社は、市に改めて書面により本件契約を解除する旨の通知を行い、本件契約を解除することができる。事業会社に対する支払いが遅延した場合、市は、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、支払時点における遅延した金額に対する支払期日の翌日から支払済みに至るまで、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づきに基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した額（1年を365日として日割り計算）を事業会社に対して遅延損害金として支払うものとする。

2 市が、市の責めに帰すべき事由により、本件契約上の重要な義務に違反し、かつ、事業会社から書面による催告を受けた日以後、60日を経過しても、なお当該義務の違反を是正しないときは、事業会社は市に改めて書面により本件契約を解除する旨の通知を行い、本件契約を解除することができる。

3 全ての空調設備及び非常用発電設備が市に引き渡された後に前2項の規定に基づき本件契約が全部解除された場合の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 解除時に、全ての空調設備及び非常用発電設備が、業務水準どおりの性能を維持している場合

ア 市は事業会社に対し、解除時における設計・施工等のサービス対価の未払い額を第75条に規定する支払方法に従って支払うものとする。

イ 市は、未履行部分の維持管理のサービス対価の事業会社に対する支払いを免

れる。

ウ 市は、事業会社に対し、本件契約の全部解除により事業会社が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については事業会社と協議する。この場合において、事業会社は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

(2) 解除時に、一部の空調設備及び非常用発電設備が、業務水準どおりの性能を維持していない場合

ア 市は、事業会社が、業務水準どおりの性能が維持されていない空調設備及び非常用発電設備を業務水準どおりの性能に補修（交換を含む。以下本条において同じ。）するまで、対価の未払い額の支払いを留保する。ただし、市が、当該空調設備及び非常用発電設備の業務水準どおりの性能への補修に代えて、業務水準を満たす状態にするのに要する相当額の支払いを認めた場合で、事業会社がこの支払いを選択したときは、この限りではなく、市は、事業会社に対し、対価の未払い額から業務水準を満たす状態にするのに要する相当額を控除した金員を第75条に規定する支払方法に従って支払うものとする。

イ 市は、未履行部分の維持管理のサービス対価の事業会社に対する支払いを免れる。

ウ 市は、事業会社に対し、本件契約の全部解除により事業会社が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については事業会社と協議する。この場合において、事業会社は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

4 全ての空調設備及び非常用発電設備が市に引き渡された後に第1項又は第2項の規定に基づき本件契約が一部解除（一部解除の単位は室単位とする。）された場合の処理は、次に掲げるとおりとする。

(1) 解除時に、一部解除の対象となった空調設備及び非常用発電設備が、全て業務水準どおりの性能を維持している場合

ア 市は、一部解除の対象となった空調設備及び非常用発電設備の設計・施工等のサービス対価の未払い額がある場合についても、解除の対象とならない設計・施工等のサービス対価と同様に、事業会社に対し、第75条に規定する当初の支払方法に従って支払うものとする。

イ 市は、一部解除の対象となった空調設備及び非常用発電設備に関する未履行部分の維持管理のサービス対価の事業会社に対する支払いを免れる。

ウ 市は、事業会社に対し、本件契約の一部解除により事業会社が被った損害を合理的な範囲内で賠償するものとし、負担方法については事業会社と協議する。この場合において、事業会社は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

(2) 解除時に、一部解除の対象となった空調設備及び非常用発電設備の一部が、業務水準どおりの性能を維持していない場合

ア 前項第2号アを準用する。

イ 市は、一部解除の対象となった空調設備及び非常用発電設備に関する未履行部分の維持管理のサービス対価の事業会社に対する支払いを免れる。

ウ 市は、事業会社に対し、本件契約の一部解除により事業会社が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については事業会社と協議する。この場合において、事業会社は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

5 全ての空調設備及び非常用発電設備が市に引き渡される前に第1項又は第2項の規定に基づき本件契約が解除された場合には、事業会社は、市に対し、速やかに事業実施場所を全て工事着工前の原状に復したうえ、市に返還するものとし、市は、事業会社に対し、当該解除により事業会社が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については事業会社と協議する。この場合において、事業会社は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

6 全ての空調設備及び非常用発電設備が市に引き渡される前に第1項又は第2項の規定に基づき本件契約が解除された場合に、市が事業会社に対し事業実施場所の本件契約解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、事業会社は、事業実施場所を解除時における現状のまま、市に返還する。この場合において、市は、事業会社に対し、空調設備及び非常用発電設備の出来高に応じた設計・施工等のサービス対価を契約解除前の支払スケジュールどおりに支払うものとする。

7 第1項又は第2項に基づき本件契約が全部解除された場合において、事業会社が市に対して差し入れた契約保証金又はこれに代わる担保が返還されていないときは、契約終了後、事業会社が市に申し出たときは、市は事業会社に対し、速やかに契約保証金又はこれに代わる担保を返還するものとする。

(学校の統合整備等に伴う一部解除)

第85条 第68条に基づき、空調設備及び非常用発電設備が取り外されて保管される場合又は廃棄される場合には、当該取り外されて保管され、又は廃棄される空調設備及び非常用発電設備の維持管理業務に関する本件契約は一部解除できるものとする。

2 前項に基づき本件契約が一部解除された場合の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 市は、解除の対象となった空調設備及び非常用発電設備の設計・施工等のサービス対価についても、事業会社に対し、第75条に規定する支払方法に従って支払うものとする。ただし、解除の対象となった空調設備及び非常用発電設備のうち、業務水準どおりの性能を維持していない空調設備及び非常用発電設備がある場合、第84条第3項第2号アを準用する。

- (2) 市は、一部解除の対象となった空調設備及び非常用発電設備に関する未履行部分の維持管理のサービス対価の事業会社に対する支払いを免れる。
- (3) 市は、事業会社に対し、本件契約の一部解除により事業会社が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については事業会社と協議する。この場合において、事業会社は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

(任意解除権の留保)

第86条 市は、理由の如何を問わず、180日以上前に事業会社に対して通知したうえで、本件契約を解除することができる。ただし、既に全ての空調設備及び非常用発電設備が市に引渡し済みであるときは、市又は事業会社が履行済みの部分については解除することができないものとし、市は、事業会社に対し、第75条の規定に基づく設計・施工等のサービス対価と第76条の規定に基づく維持管理のサービス対価のうち履行済みの維持管理のサービス対価を解除前の支払スケジュールどおりに支払うものとする。

- 2 全ての空調設備及び非常用発電設備が市に引き渡される前に、前項の規定に基づき本件契約を解除した場合には、事業会社は、速やかに事業実施場所を全て工事着工前の原状に復したうえで、市に返還する。また、市は、事業会社に対し、当該解除により事業会社が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については事業会社と協議する。この場合において、事業会社は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。
- 3 全ての空調設備及び非常用発電設備が市に引き渡される前に、第1項の規定に基づき本件契約が解除された場合に、市が事業会社に対して、事業実施場所の解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、事業会社は、事業実施場所を解除時における現状のまま、市に返還する。この場合において、市は、事業会社に対し、当該出来高に応じた設計・施工等のサービス対価を、契約解除前の支払スケジュールどおりに支払うものとする。

(不可抗力事由に基づく解除)

第87条 第90条第4項の協議にもかかわらず、不可抗力事由が発生した日から90日以内に本件契約の変更について合意が得られない場合、かつ次の各号に該当する事態に陥った場合には、市又は事業会社は、同項にかかわらず、相手方に事前による通知を行うことにより、本件契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 事業会社による本事業の継続が不可能又は著しく困難となったとき。
 - (2) 事業会社が本事業を継続するために、市が過分の費用を負担するとき。
- 2 前項の定めにより本件契約が解除された場合、解除時に既に市に対し全ての空調設備及び非常用発電設備が引渡し済みであるときは、市及び事業会社は、解除時において

て市又は事業会社が履行済みの部分については解除することができず、市は、空調設備及び非常用発電設備の全部又は一部が不可抗力事由により滅失し、又はき損した場合であっても、事業会社に対し、第75条の規定に基づく設計・施工等のサービス対価及び第76条の規定に基づく維持管理のサービス対価のうち履行済みの維持管理のサービス対価を解除前の支払スケジュールどおりに支払うものとする。

- 3 全ての空調設備及び非常用発電設備が市に引き渡された後に第2項の規定に基づき、本件契約が全部解除された場合、市は、未履行部分の維持管理のサービス対価の事業会社に対する支払いを免れる。
- 4 全ての空調設備及び非常用発電設備が市に引き渡された後に第2項の規定に基づき、本件契約が一部解除された場合、市は、一部解除の対象となった空調設備及び非常用発電設備に関する未履行部分の維持管理のサービス対価の事業会社に対する支払いを免れる。
- 5 全ての空調設備及び非常用発電設備が市に引き渡される前に、第1項の規定に基づき本件契約が解除された場合には、事業会社は、速やかに事業実施場所を全て工事着工前の原状に復したうえ、市に返還する。
- 6 全ての空調設備及び非常用発電設備が市に引き渡される前に、第1項の規定に基づき本件契約が解除された場合に、市が事業会社に対して、事業実施場所の解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、事業会社は、事業実施場所を解除時における現状のまま、市に返還する。この場合において、市は、事業会社に対し、当該出来高に応じた設計・施工等のサービス対価を契約解除前の支払スケジュールどおりに支払うものとする。

(本事業に直接関係する法令改正等が行われた場合等の解除)

第88条 第91条第4項の協議にもかかわらず、変更された法令の公布日から90日以内に本件契約の変更について合意が得られない場合、かつ次の各号に該当する事態に陥った場合には、市又は事業会社は、同項にかかわらず、相手方に事前に書面による通知を行うことにより、本件契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 事業会社による本事業の継続が不可能又は著しく困難となったとき。
- (2) 事業会社が本事業を継続するために、市が過分の費用を負担するとき。

- 2 前項に基づき本件契約が解除されたときは、前条第2項から第6項までの規定を準用する。

(空調設備及び非常用発電設備の本件契約終了時の状態等)

第89条 契約期間の満了により本件契約が終了する場合、事業会社は、最終事業年度において、空調設備及び非常用発電設備の一斉点検（エネルギー性能、劣化状況等のデータ把握・分析・検証等）を行い、契約期間の満了の日から1年後も要求水準書及び提案書類に示す空調設備及び非常用発電設備の機能及び性能を確保するために必要な

措置をとると共に、本件契約期間終了に向けた維持管理上の配慮（契約期間終了後における継続運用に向けた機能及び性能の確保）を行い、市に対して、契約期間終了後における空調設備及び非常用発電設備の運用や再整備等に向けた提案を行わなければならない。

- 2 契約期間の満了により本件契約が終了する場合、事業会社は、別紙4「5」「維持管理業務完了」の欄に定める書類等を市の定める期限までに市に提出して確認を得なければならない。なお、市は、当該確認を理由として何らの責任を負担するものではない。
- 3 契約期間の満了により本件契約が終了する場合、事業会社は、契約期間の満了日から1年間、空調設備及び非常用発電設備の使用方法等に関する問い合わせ窓口を設けなければならない。ただし、事業会社が解散した日以降は、当該問い合わせ窓口は代表企業が担うものとする。
- 4 契約期間の満了により本件契約が終了した場合又は第55条に規定する空調設備及び非常用発電設備の供用開始時以後契約期間の満了前に本件契約が終了した場合において、当該終了時に対応する経過年数における性能として提案した水準が保たれていない空調設備及び非常用発電設備があるときは、事業会社は、当該空調設備及び非常用発電設備を当該業務水準に補修（交換を含む。以下本条において同じ。）して、市に引き継がなければならない。ただし、市が、当該空調設備及び非常用発電設備の業務水準どおりの性能への補修に代えて、業務水準を満たす状態にするのに要する相当額の支払いを認めた場合、事業会社はこれを支払うことにより、補修義務を免れることができるものとし、市は、本件契約終了時に、事業会社に支払うべき対価がある場合には、その対価から、業務水準を満たす状態にするのに要する相当額を控除し、その残額を当初の支払スケジュールに従って支払うものとする。
- 5 第55条に規定する空調設備及び非常用発電設備の供用開始時以後、契約期間の満了前に本件契約が終了した場合、本件契約の終了原因が、第84条に基づくものであって、市の債務不履行により空調設備及び非常用発電設備について前項に規定する水準が保てなかったときは、事業会社は当該水準への補修又は前項ただし書の支払いについて、市の債務履行との同時履行を抗弁として主張することができる。
- 6 第55条に規定する空調設備及び非常用発電設備の供用開始時以後、契約期間の満了前に本件契約が終了した場合、本件契約の終了原因が、第87条に基づくものであって、かつ空調設備及び非常用発電設備の滅失又はき損を伴うものである場合には、事業会社は、当該空調設備及び非常用発電設備を、契約期間の満了までは稼動可能な状態を限度として市が定める状態にまで滅失、き損部分を補修した状態で市に引き継ぐことで足りるものとする。
- 7 前項の場合において、当該滅失又はき損を補修するために要する追加費用については、別紙9に規定する負担割合に従い負担するものとし、負担方法については事業会社と協議する。この場合において、事業会社は、当該追加費用の内訳及びこれを証す

る書類を添えて市に請求するものとする。

- 8 本件契約終了後、市が空調設備及び非常用発電設備の引継ぎを受けた時点において、市は、空調設備及び非常用発電設備の検査を行い、当該検査において、本条に規定する性能水準を満たしていないことが判明した場合には、事業会社は、契約の終了事由の別に従い、前項までの規定のとおり、自らの義務を履行するものとする。

7 不可抗力事由又は法令改正等による契約内容の変更等に関する事項

[吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業 事業契約書 (抄)]

(不可抗力事由による契約内容の変更等)

第90条 市及び事業会社が、本件契約締結日以後の不可抗力事由により、本件契約に基づく自己の義務を契約どおりに履行することができなくなった場合、市及び事業会社は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを相手方に対して通知しなければならない。

- 2 市及び事業会社は、前項の通知が相手方に到達した以降は、履行不能となった範囲で履行期日における当該義務の履行義務を免れるものとする。

- 3 不可抗力事由により本件契約の一部若しくは全部が履行不能となった場合又は不可抗力事由により空調設備及び非常用発電設備への重大な損害が発生した場合、事業会社は当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、最大限の努力を行うものとする。

- 4 市及び事業会社は、第1項の通知を相手方から受理した場合、不可抗力事由によって契約どおりに履行できなくなった業務について、いずれも相手方に生じる損害が最小限となるよう、業務内容の変更及びこれに伴う追加費用につき速やかに協議を行うものとする。当該協議にもかかわらず、不可抗力事由が発生した日から90日以内に本件契約の変更について合意が得られない場合には、市は、不可抗力の対応方法を事業会社に通知し、事業会社はこれに従い履行可能な限りで本事業を継続するものとする。

(法令改正等による契約内容の変更等)

第91条 市及び事業会社が、本件契約締結日以後の本事業に直接関係する法令が制定又は改正されたとき（本件起債の全部又は一部が適用されないこととなった場合を含む。以下同様。）又は事業会社の責めに帰すべき事由によらないで許認可等の効力が失われたときで、本件契約に基づく自己の義務を契約どおりに履行することができなくなった場合、市及び事業会社は、その内容を詳細に記載した書面をもって直ちにこれを相手方に対して通知しなければならない。

- 2 市及び事業会社は、前項の通知が相手方に到達した以降、本件契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなった場合、履行期日における当該義務が適用法令に違反する限りにおいてその履行義務を免れるものとする。

- 3 本件契約締結日以後の税制度の変更を含む法令変更（事業会社の税の軽減を目的と

する措置を含む。) 、又は技術革新等により、本件契約に基づく事業会社の業務に係る費用を低減することが可能となった場合、市は事業会社と協議の上、必要な範囲で事業指針の内容を変更し、対価の減額を行うものとする。

- 4 市及び事業会社は、第1項の通知を相手方から受理した場合、本事業に直接関係する法令の改正等に対応し、いずれも相手方に生じる損害が最小限となるよう、義務内容の変更及びこれに伴う追加費用につき速やかに協議を行うものとする。当該協議にもかかわらず、変更された法令の公布日から90日以内に本件契約の変更について合意が得られない場合には、市は、当該法令の変更への対応方法を事業会社に通知し、事業会社はこれに従い履行可能な限りで本事業を継続するものとする。

(不可抗力事由等による追加費用又は損害の負担)

第92条 不可抗力事由によって、事業会社に追加費用又は損害が生ずる場合、事業会社は、当該事実が発生した後、直ちに当該追加費用又は損害の状況を市に通知しなければならない。

- 2 市及び事業会社は、前項の追加費用又は損害及び第90条第4項に基づく義務内容の変更に伴う事業会社の追加費用のうち合理的な範囲内の追加費用又は損害について、別紙9に規定する負担割合に従い負担するものとし、負担方法については事業会社と協議する。この場合において、事業会社は、当該追加費用又は損害の内訳及びそれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

- 3 第90条第4項の義務内容の変更に伴う追加費用は、不可抗力事由が生じた日から60日以内に市及び事業会社の協議が調わない場合は、市が不可抗力に対する対応方法を事業会社に通知し、事業会社はこれに従い履行可能な限りで本事業を継続する。なお、この場合の追加費用の負担についても前項を準用する。

(法令改正等による追加費用又は損害の負担)

第93条 本事業に直接関係する法令の改正等によって、事業会社に追加費用又は損害が生ずる場合、事業会社は、当該事実が発生した後、直ちに当該追加費用又は損害の状況を市に通知しなければならない。

- 2 市は、前項の追加費用又は損害、及び第91条第4項に基づく義務内容の変更に伴う事業会社の追加費用のうち合理的な範囲内の追加費用又は損害を負担するものとし、負担方法については事業会社と協議する。この場合において、事業会社は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。なお、本事業に直接関係する場合以外の法令改正等による場合の事業会社に発生した追加費用及び損害については、事業会社の負担とする。

- 3 第91条第4項の義務内容の変更に伴う追加費用は、本事業に直接関係する法令の改正等の公布日から60日以内に市及び事業会社の協議が調わない場合は、市が当該法令改正等に対する対応方法を事業会社に通知し、事業会社はこれに従い履行可能な限り

で本事業を継続する。なお、この場合の追加費用の負担についても前項を準用する。ただし、本事業の採算性に著しく影響を与える本事業に直接関係する法令の改正等の場合には、市及び事業会社は、本事業の継続の可能性を検討するため、協議の期間を60日以上に延長できるものとする。

(事由の複合による追加費用又は損害の負担)

第94条 本件契約に定める契約内容の変更事由の全部又は一部が複合してなされた契約変更に起因する、市及び事業会社に追加費用又は損害が発生したときのそれぞれの負担額については、その変更事由ごとに、変更により与えた影響度合いを算出し、これらを按分^{あん}したうえで、各変更事由に定める市及び事業会社の負担割合を適用して、市、事業会社がそれぞれ負担する追加費用及び損害の額を決定する。